

船舶事故等調査報告書

平成26年12月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第110号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年5月29日 07時30分ごろ
発生場所	山口県徳山下松港第2区 山口県下松市所在の徳山下松港新川防波堤灯台から真方位145° 1,100m付近 (概位 北緯33°59.7′ 東経131°52.1′)
事故等調査の経過	平成26年7月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 ツーナス3、140トン 140002、岡本海運株式会社 B はしけ ツーナス2、約1,669.20トン なし、岡本海運株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A なし B 船首船底に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aほか5人が乗り組み、A船の船首部をB船の船尾凹部に ^{かんごう} 嵌合して一体型ブッシャーバージ（以下「A船押船列」という。）を構成し、徳山下松港第2区の企業の専用棧橋（以下「本件棧橋」という。）に入船左舷着けする態勢で着棧作業を始めた。 船長Aは、手動操舵により操船し、船首を東方に向く態勢で前進行きあしを止めようとしたところ、南西風を右舷船尾方から受けて圧流され、機関を全速力後進にかけたが、平成26年5月29日07時30分ごろ本件棧橋東方の浅所に約1.5ノットの対地速力で乗り揚げた。 船長Aは、自力で離礁して着棧した後、船内を点検して浸水等の異常がなかったため、その後も運航を続け、6月3日入渠した際、B船の船首船底に擦過傷を認めた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期、潮高 約276cm
その他の事項	A船押船列は、B船に石灰石約1,500tを積載し、B船の船首喫水が約3.6m、A船の船尾喫水が約4.4mであった。 船長Aは、船首配置に一等航海士、次席一等航海士及び甲板手を、船尾配置に機関長及び一等機関士をそれぞれ就けていた。

	<p>船長Aは、本件棧橋に月に7回着棧する運航を繰り返しており、本件棧橋東方に浅所があることを知っていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>A船押船列は、徳山下松港第2区の本件棧橋に着棧作業中、南西風を右舷船尾方から受けて圧流されたことから、本件棧橋東方の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船押船列が、徳山下松港第2区の本件棧橋に着棧作業中、南西風を右舷船尾方から受けて圧流されたため、本件棧橋東方の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風下側に浅所がある棧橋に着ける場合には、風の影響を考慮した適切な操船を行うこと。